

介護福祉士養成に係る離職者訓練制度の継続実施及び施策の恒久化を求める意見書

超高齢社会における介護ニーズの多様化・高度化に対応し、質の高い介護サービスを安定的に提供していくためには、介護福祉士養成施設の体系的な教育内容のもと、高い知識と技術を持った教員による質の高い教育を受けた優れた人材が介護現場に従事することが必要である。

雇用対策として実施されている介護福祉士養成に係る離職者訓練(委託訓練)制度は、介護福祉士養成施設の教育の中で定着している。

この訓練の受講者は介護の専門性を理解し、学習意欲も極めて高いことから、日本介護福祉士養成施設協会の二度にわたる調査においても、修了生の85%が取得資格を活かし介護福祉職として就労しており、就職先の現場でも高い評価を得ている。

また、受講者は社会人としての経験が豊富であることから、今後の介護分野におけるリーダーとしての活躍が期待できる。

よって、国におかれては、今後における介護福祉士養成に係る離職者訓練(委託訓練)制度の継続実施及び施策の恒久化について、特段の配慮がなされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月19日

熊本県議会 議長 藤川 隆夫

衆議院議長	伊吹文明様
参議院議長	山崎正昭様
内閣総理大臣	安倍晋三様
財務大臣	麻生太郎様
厚生労働大臣	田村憲久様